

帯広高等看護学院管理規則

〔昭和45年10月22日〕
〔教育委員会規則第3号〕

改正の沿革 平成元年教育委員会規則第 号、平成7年教育委員会規則第6号、
平成28年教育委員会規則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、帯広高等看護学院（以下「学院」という。）管理運営の基本事項について定めることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 学院の管理運営については、別に法令、条例、規則等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規則で次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「委員会」とは、十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）の教育委員会をいう。
- (2)「校務」とは、法令、条例、規則、規程等に基づく学院の行う事務をいう。
- (3)「職員」とは、学院長、副学院長、教員、事務職員及びその他の職員をいう。
- (4)「所属職員」とは、職員のうち学院長、副学院長を除いた常勤の職員をいう。
- (5)「学院施設」とは、学院の敷地、建物、設備等をいう。
- (6)「休業日」とは、学院の授業を行わない日をいう。
- (7)「教育課程」とは、教科及び教科以外の教育活動の内容及び種類を学年に配当づけたものをいう。
- (8)「教科書」とは、学院の教科の用に供する図書をいう。
- (9)「教材」とは、教科書以外で学院が教育活動の一環として使用する図書、その他の材料をいう。
- (10)「教育行事」とは、学院が教育活動の一環として行う行事をいう。

第2章 組織及び職員

第1節 組織

(入学者選抜委員会)

第4条 入学志願者選抜のため、学院に入学者選抜委員会を置く。

2 入学者選抜委員会については、学院長が定める。

第5条 削除

第2節 職員

(職員)

第6条 学院に、学院長、副学院長、教務主幹、教務主任、教員及びその他の職員を置く。

(講師)

第7条 学院に専門科目に応じてそれぞれ講師及び実習指導者を置く。

(保健医)

第8条 学生の健康管理及び定期健康診断のため、保健医を置く。

第3節 職務

(学院長)

第9条 学院長は、委員会の命を受け学院を代表し所属職員を指揮監督して校務を総理する。

2 学院長は、必要に応じ入学者選抜委員会及び職員会議を開き、学院の適正な運営に努めなければならない。

3 学院長は、実習病院及び講師との連絡調整のため、必要に応じ連絡会議を開き、学習指導の円滑化に努めなければならない。

(副学院長)

第10条 副学院長は、学院長を補佐し、学院長に事故あるときはその職務を代理する。

(教務主幹)

第11条 教務主幹は、上司の命を受け、学院における教育課程、学習指導、その他教育に関する業務を掌理し、所属職員を指揮監督して次の業務を分掌する。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教育の指導方針及び指導計画の企画立案に関すること。
- (3) 授業実施計画の作成に関すること。
- (4) 講師の選定、委嘱に関すること。
- (5) 実習病院との連携に関すること。
- (6) 教員の研修指導に関すること。

(教務主任)

第12条 教務主任は、上司の命を受けて、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導助言に当たるとともに次の業務を分掌する。

- (1) 教員、その他職員の専門的指導助言に関すること。
- (2) 卒業生の進路指導に関すること。
- (3) 学生の健康管理に関すること。
- (4) 学籍簿及び学生の教育記録の作成に関すること。
- (5) 教科書その他教材、教具に関すること。

(教員)

第13条 教員は、上司の命を受け学習指導、指導計画を作成し、概ね次の業務を分掌する。

- (1) 学年を担当し、担当科目の授業計画の作成及び授業の実施に関すること。
- (2) 臨床実習の指導並びに指導者への協力に関すること。
- (3) 学生の学習記録、出席簿その他記録等の整備保管に関すること。
- (4) 学生の学習及び課外活動の指導助言に関すること。
- (5) 学生の生活指導に関すること。
- (6) 教材教具の整備保管に関すること。
- (7) 実習室の管理に関すること。
- (8) 図書室の管理監督に関すること。
- (9) 図書の購入計画に関すること。

第14条 事務職員は、上司の命を受けて、校務を行う。

第15条 削除

第16条 削除

第4節 服務

(準用規定)

第17条 職員の服務に関しては、十勝圏複合事務組合運営に関する条例（昭和44年条例第1号）第8条第8号、第9号、第10号及び同組合運営に関する規則（昭和44年規則第1号）第5条第16号を準用する。

第3章 教育運営

第1節 教育課程

(教育課程の編成)

第18条 教育課程は、教育委員会の定める基準により編成しなければならない。

(教育課程の届出)

第19条 学院長は、教育課程を編成したときは、これと合わせて次に掲げる事項を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教育目標
- (2) 指導の重点
- (3) 教育行事及び計画

第2節 教科書等

(教科書の採択)

第20条 学院において使用する教科書の採択は、教育委員会において定める。

(準教科書等の採択)

第21条 準教科書及び教材は学院長が採択する。ただし、準教科書を採択したときは、教育長に届け出るものとする。

第3節 雑則

(表簿等)

第22条 学院には、学校教育法施行規則第15条第1項に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備え、各号の定める期間保存しなければならない。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 学院沿革誌・卒業証書台帳 | 永 久 |
| (2) 調査統計表 | 3 年 |
| (3) 学生賞罰記録簿 | 5 年 |

(報 告)

第23条 学院長は、次に掲げる事実が生じたときは、すみやかに教育長に報告しなければならない。

- (1) 学生について教育上重大な事故が生じたとき。
- (2) 学生に対し退学処分を行うとき。

(学 則)

第24条 学則については別に定める。

(教育長への委任)

第25条 この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

(学院長への委任)

第26条 学院長はこの規則に定めるもののほか、校務の運営に関し必要な内部規定を設けることができる。

附 則（昭和45年10月22日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年11月24日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。